

平成29年12月12日

裁判事務の分配について（3部長申合せ）

前審関与に関する配てん調整

これには当該裁判官が実質的に前審の審理に關与した事件だけではなく、  
例えば期日指定等で指定印を押印しているだけの事件等、形式的に記録上  
に当該裁判官名が表れている事件も当該裁判官が前審關与している事件と  
して取り扱う。